知立市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、知立市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第14条に基づき補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この要領において使用する用語の定義は、要綱の定めるところによる。 (添付書類)
- 第3条 要綱第6条の規定による知立市民間木造住宅耐震改修費補助金交付申請書に添付する書類は、次に掲げるものとする。ただし、第6号の書類は、建築士法(昭和25年法律第202号)第24条の6の規定に基づき書面の交付を必要とする契約をした場合にのみ添付するものとする。
 - (1) 補助事業者の住民票(家屋の所有者と違う場合は、所有者の住民票を含む。)
 - (2) 家屋の固定資産課税台帳登録証明書(要綱第2条第2号アに規定する市町 村が実施する無料耐震診断結果報告書を添付した場合を除く。)
 - (3) 木造住宅耐震診断結果報告書等の写し(要綱第2条によるものに限る。)
 - (4) 耐震補強工事計画書
 - ア 案内図
 - イ 平面図(補強前後)
 - ウ 立面図(補強前後。但し、外壁工事を実施する場合に限る。)
 - エ 補強計画図その他補強方法を示す図書
 - オ 耐震改修工事後の建物についての耐震診断の総合評価 (建築士の記名 及び捺印のあるものに限る。)
 - (5) 耐震改修工事費見積書(耐震改修工事とその他の部分を分けたもので、施工業者又は建築士の記名及び捺印のあるものに限る。)
 - (6) 設計又は工事監理の委託を受けることを内容とする契約書、建築士法第24条の6の規定により交付された書面及び建築士免許証の写し(契約書には内訳書を添付し、内訳書は耐震改修工事に係る部分とその他の部分を分けたものであること。)

- (7) 市税の滞納がないことを証明する書類
- (8) その他市長が必要と認める書類
- 2 要綱第7条の規定による知立市民間木造住宅耐震改修変更承認申請書に添付する書類は、次に掲げるものとする。ただし、第4号の書類は、建築士法第24条の6の規定に基づき書面の交付を必要とする契約をした場合にのみ添付するものとする。
 - (1) 耐震改修工事の変更内容を表した図面
 - (2) 耐震改修工事後の判定値の確認ができるもの(建築士の記名及び捺印のあるものに限る。)
 - (3)変更後の耐震改修工事費の見積書(耐震改修工事とその他の部分を分けたもので、施工業者又は建築士の記名及び捺印のあるものに限る。)
 - (4) 変更後の設計又は工事監理の委託を受けることを内容とする契約書、建築 士法第24条の6の規定により交付された書面及び建築士免許証の写し(契 約書には内訳書を添付し、内訳書は耐震改修工事に係る部分とその他の部分 を分けたものであること。)
 - 3 要綱第9条の規定による知立市民間木造住宅耐震改修工事完了実績報告書に添付する書類は、次に掲げるものとする。ただし、第3号の書類は、建築 士法第24条の6の規定に基づき書面の交付を必要とする契約をした場合に のみ添付するものとする。
 - (1) 工事請負契約書
 - (2) 工事費請求書又は領収書の写し(施工業者の発行したものに限る)
 - (3) 建築士法第24条の6の規定による契約に係る請求書又は領収書の写し (建築士事務所の発行したものに限る。)
 - (4) 工事写真 (耐震改修工事の内容が確認できるもの)
 - (5) 改修工事が耐震改修工事計画書に基づき施行されたことを証する書面(建築士の記名捺印があるものに限る。)
 - (6) 工事請負契約書、請求書又は領収書について、申請時の見積書と差異がある場合は内訳書
 - (7) 内訳書(設計監理に関する契約書、請求書又は領収書について、申請時の契約書と差異がある場合に限る。)

(検査)

第4条 申請者は、耐震改修工事が中間検査の工程(耐震改修工事のうち、木造

躯体工事、基礎工事等の耐震性能を向上させるための主要な工事の施工状況が、目視にて確認できる工程をいう。)に達したときは、口頭その他の方法により市長にその旨を連絡しなければならない。

- 2 市長は、第1項の連絡があったときは、これを中間検査することができる。 この場合において、設計者は中間検査に立ち会わなければならない。
- 3 市長は、要綱第9条の規定による知立市民間木造住宅耐震改修工事完了実績報告書の提出があったときは、これを検査することができる。
- 4 市長は、前2項の検査により不備が判明したときは、検査結果不備事項通知書(別記様式)により通知する。

(補助金の取消し)

- 第5条 前条第4項の規定による不備事項の改善を行なわない場合は、補助金の 交付の決定を取り消すものとする。
- 2 補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の 交付の決定を取り消すものとする。
 - (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
 - (2)補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令又はこの要領に違反したとき。

(補助金の返還)

第6条 前条第2項の規定により補助金の交付を取り消したときは、その取消しに係る補助金について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるものの他必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成15年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成19年4月19日から施行し、改正後の知立市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

- この要領は、平成23年11月1日から施行する。 附 則
- この要領は、令和3年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、令和5年4月1日から施行する。

 第
 号

 年
 月

 日

様

知立市長

検査結果不備事項通知書

知立市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要領第4条 第2項 第3項 に基づき検査し た結果不備が判明したため下記不備事項の改善を行い報告して下さい。

記

- 1 工事の名称 耐震改修工事
- 2 不備の内容